

## 国立大学法人大分大学工事技術検査細則

平成21年4月1日制定

### (目的)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学の所掌する工事について行う技術的検査（以下「技術検査」という。）に関し必要な事項を定め、もって工事の適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資することを目的とする。

### (技術検査の実施)

第2条 技術検査は、請負工事において国立大学法人大分大学契約事務取扱規程（平成16年規程第54号）第48条第1項の検査を実施するときに行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工の途中において施設企画課長又は施設管理課長が必要と認めるときは、技術検査を行うことができるものとする。

### (技術検査を行う者)

第3条 技術検査は、次の各号に掲げる者が行うものとする。

- (1) 国立大学法人大分大学会計事務取扱規程（平成16年規程第50号）別表第3に規定する検査調書の作成に関する事務を命ぜられた者
- (2) 当該技術検査を厳正かつ適格に行うことができると認められる者のうちから、その都度、施設企画課長又は施設管理課長が命ずる者

### (技術検査の方法)

第4条 前条の規定により技術検査を行う者（以下「技術検査担当者」という。）が技術検査を行うに当たって必要な技術的基準は、別に定める。

### (技術検査の結果)

第5条 技術検査担当者は、技術検査を完了した場合は、契約担当役に遅滞なく報告を行うものとする。

### 附 則（平成21年細則第13号）

- 1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人大分大学工事技術検査要領（平成19年3月30日制定）は、廃止する。